



トラック広報



トピックス

- ◎ 夏の交通安全県民運動
- ◎ 運行管理者等講習
- ◎ 令和6年度助成事業
- ◎ 安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナー

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



1. 令和6年夏の交通安全県民運動について	1
2. 行政だより	
○「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応について	4
○乗務前自動点呼の先行実施要領について	6
○令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施についての協力依頼について	12
○長崎県警察からのお願い～◇マークの周知～	13
○守ろう！電波のルールー総務省九州総合通信局からのお知らせですー	14
3. 全ト協だより	
○軽油価格の調査結果（4月分）	15
○近代化基金融資貸出金利の変更について	16
4. 事故対だより	
○国土交通省認定「運輸安全マネジメントセミナー」のご案内	17
5. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	18
6. 協会だより	
○令和6年度定時総会の開催状況について	24
○令和6年度助成事業について	26
○適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	28
7. 部会だより	
○各部会 総会の開催状況について	33
8. ドライバー体験記 ～未来は自らが開いてゆく～	35
9. 陸災防だより	
○「全国安全週間」を契機とした労働災害防止の取組について	36
○テールゲートリフター特別教育受講費用の助成について	40
○安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナー	42
○技能講習のお知らせ	43
○陸運と安全衛生	44
10. 交通共済コーナー	
○交通共済加入のおすすめ	51
11. 諫早T・Sのご案内	53

「標準貨物自動車運送約款」および「標準引越運送約款」(掲示用)について

標準貨物自動車運送約款等が改正され、令和6年6月1日から施行されました。
それに伴い、掲示用の「標準貨物自動車運送約款」および「標準引越運送約款」が、全ト協のホームページに掲載されております。

◇全ト協ホームページ掲載場所

トップページ > 会員の皆様へ > 貨物自動車運送事業法・標準的な運賃・標準運送約款 > 標準運送約款

表紙写真：長崎県立百花台公園 長崎県雲仙市国見町多比良戊1448-46

雲仙普賢岳を間近に望む自然豊かな公園です。遠く正面に広大な有明海、背後には雄大な平成新山と、展望塔から眺める景観はまさに圧巻。森林公園には、県内市町村の木がすべて植えられ、桜が咲き誇る春は多くの花見客で賑わいます。敷地内にはピクニックにも最適な芝生広場をはじめ、ローラーライダーやフリーフォールなど子供たちに人気の遊具やテニス、サッカーなどが楽しめるスポーツレクリエーション施設も充実しており、芝生広場でのんびり過ごしたり、スポーツを楽しんだり、自然を満喫しながら思い思いの時間を過ごすことができます。

令和6年 夏の交通安全週間

実施期間 7月13日土 ▶ 7月19日金



重点

- 飲酒運転の根絶
- 子どもの始めとする歩行者の安全の確保
- 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

交通安全啓発図画コンクール 最優秀作品(令和5年度知事賞)

波佐見町立南小学校2年(当時)

やました としひと

山下 稔人さんの作品

特別広報

「横断歩道「止まらんば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進

長崎県・長崎県警察・長崎県教育委員会・市町

令和6年度 長崎県交通安全県民運動実施計画

1 期間・期日を定めて行う運動等

(1) 交通安全運動、交通安全週間

春の全国交通安全運動

- 期間
4月6日（土）～4月15日（月）
- 重点等
新入学児童の交通事故防止を主として、中央交通安全対策会議の決定に基づき重点事項を決定し推進する。

夏の交通安全週間

- 期間
7月13日（土）～7月19日（金）
- 実施要領
広報を主体とする呼び掛けと児童生徒を交通事故から守るための交通安全指導を推進する。

秋の全国交通安全運動

- 期間
9月21日（土）～9月30日（月）
- 重点等
中央交通安全対策会議の決定に基づき重点事項を決定し推進する。

年末の交通安全県民運動

- 期間
12月15日（日）～12月24日（火）
- 重点等
飲酒運転の根絶を主として、交通情勢に応じて重点事項を決定し推進する。

(2) 「交通事故死ゼロ」を目指す日

交通事故死ゼロを目指す日

- 指定日
4月10日（水）、9月30日（月）
- 全国交通安全運動期間中に、交通事故防止に対する県民の意識を最大限に高めて、交通事故による死者を発生させないことを目指す。

(3) 自転車月間、自転車の日

- 期間等 【自転車月間 5月（1日～31日）】【自転車の日 5月5日】
- 自転車安全利用の推進
子供から高齢者まで手軽に利用できる自転車が関係する交通事故を防止するため、自転車安全利用五則を周知啓発する。

自転車安全利用五則

【令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通安全対策本部決定】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - 3 夜間はライトを点灯
 - 4 飲酒運転は禁止
 - 5 ヘルメットを着用
- 自転車の損害賠償責任保険等への加入促進

(4) その他の取組

「横断歩道「止まらんば運動」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進（通年）」

信号機のない横断歩道での交通事故を抑止するため、運転者に対する「横断歩道「止まらんば運動」」及び歩行者に対する「安全横断「手のひら運動」」を推進し、双方の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。

交通死亡事故多発警報

県内全域で10日間以内に6件以上、県内の市町6ブロックで10日間に4件以上の交通死亡事故が発生したときに、長崎県交通安全推進県民協議会会長（知事）は「交通死亡事故多発警報」を発令し、市町、警察、関係機関・団体が協力して総合的かつ集中的に交通事故防止対策を推進し、交通死亡事故の抑止を図る。

2 **日常の取組**

「長崎県民交通安全推進要綱」に基づき、県民ひとりひとり、家庭、職場、関係機関・団体が、それぞれの立場で交通安全を実現するための取組を定めて実践する。

また、県民自身の自主的な推進を円滑にするため、長崎県交通安全推進県民協議会の構成員は、あらゆる機会を通じて、交通安全の推進を県民に働き掛ける。

具体的推進内容

1 交通安全の日

毎月20日を「交通安全の日」とし、下記3に示す具体的推進事項を基に、時勢に応じて、重点的に推進する。

2 交通安全の日に取り組むべき事項

- (1) 早朝等における幼児、児童生徒、高齢者の横断歩道等横断時の保護誘導
- (2) 職場等における交通安全のための自主的活動
- (3) その他交通安全実現に向けた活動

3 具体的推進事項

- (1) 子供と高齢者の交通安全
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 脇見・ぼんやり・ながら運転の防止
- (4) シートベルト・チャイルドシートの着用徹底
- (5) 二輪車の交通安全
- (6) 暴走行為の根絶
- (7) 夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯

3 **運動の推進要領**

各推進機関・団体は、相互に連携を密にして、各季の交通安全運動、交通安全週間や日常の取組を、それぞれの組織の特性や実態に応じて積極的に推進し、これらの運動等が真に県民一体の運動として効果を高めるように努める。

4 **令和6年 長崎県交通安全年間スローガン**

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

行政だより

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応について

標記の件について、国土交通省、農林水産省、経済産業省より全ト協を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

事務連絡
令和6年5月29日

公益社団法人 全日本トラック協会 御中

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応について

転嫁対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、物流産業を持続的に成長させるため、本年3月にコスト上昇分を踏まえて標準的な運賃を8%引き上げるとともに、荷役の対価や下請手数料等の加算項目を追加した新たな標準的な運賃を告示し、荷主・物流事業者の双方に向けての周知・浸透が必要です。

また、第213回通常国会において、実運送体制管理簿による運送体制の可視化、契約の書面化による契約条件の明確化など、賃上げの原資となる適正運賃を収受できる環境を整備するための「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」が成立したところです。

今般の物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要ですが、その一環として、昨年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会の連名で労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「本指針」という。）が策定されました。

本指針については、策定以降、国土交通省から貴会宛に同年12月27日付事務連絡（以下「12月事務連絡」といいます。）により周知依頼をしました。また、本年1月22日に行われた政労使の意見交換において、岸田総理より、中小企業・小規模企業における賃上げに向け、産業界における本指針に定めた「12の行動指針」に沿った行動の徹底について発言があったところです。

【政労使の意見交換（令和6年1月22日）参考 URL】

<内閣官房 HP >

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/seiroushi/dail/gijisidai.html

<首相官邸 HP >

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202401/22seiroushi.html

12月事務連絡に記載のとおり、本指針では、公正取引委員会による「令和5年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果として、

- ・労務費のコストに占める割合（以下「労務費率」という。）が高い業種として「道路貨物運送業」及び「自動車整備業」が該当しており、
- ・当該業種の受注者が価格転嫁できていない発注者の上位3業種の一つとして「道路貨物運送業」、「運輸に付帯するサービス業」及び「倉庫業」が挙げられているところですが（指針 p22～24参照）、

特に、道路貨物運送業においては、

- ・発注者に対するコストの上昇を理由とした取引価格の引上げを要請していない割合が23.5%
- ・発注者に対するコストの上昇を理由とした取引価格の引上げを要請したもののうち、労務費を含めたコスト上昇を理由としたものの割合が72.1%
- ・労務費の転嫁率(転嫁の要請に対して引き上げられた金額の割合)が10%未満である割合が35.5%とされています。

今般、労務費上昇分の価格転嫁交渉における根拠資料となる標準的な運賃を平均8%引き上げるとともに、荷役の対価等の加算項目を追加したところ、貴会におかれては、取引にあたり、本指針に記載された以下の項目を踏まえて適切に対応するよう、傘下会員に対して改めて周知するようお願いいたします。

【受注者として採るべき行動／求められる行動】

- ・労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。
- ・発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率、トラック運送業の標準的な運賃などの公表資料を用いること。
- ・労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。
- ・発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

【発注者として採るべき行動／求められる行動】

- ・①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。
- ・受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。
- ・労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率、トラック運送業の標準的な運賃など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。
- ・労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。
- ・受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。
- ・受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

【発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動】

- ・定期的にコミュニケーションをとること。
- ・価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

乗務前自動点呼の先行実施要領について

標記の件について、国土交通省より全ト協を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

国自安第22号の2
令和6年5月31日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長

乗務前自動点呼の先行実施要領について

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法又は貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、自動車運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面により点呼を行い必要な指示を与えること等が定められています。

令和5年4月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、業務後自動点呼を実施することが可能となりました。

今般、業務後のみならず、業務前自動点呼を行う事で、運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への対応が期待されることから、業務前自動点呼に係る先行実施事業を別添の「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた業務前自動点呼の先行実施要領」に基づき実施することとなりました。

なお、自動車運送事業者が実施要領に基づいて業務前自動点呼を行った場合、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第24条第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第7条第1項の規定に適合する点呼が行われたものとして取り扱うこととします。

つきましては、貴会傘下会員に本実施要領の周知を行っていただきますよう、ご協力をお願い致します。

運送事業における運行管理について、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）において、旅客や貨物の輸送の安全の確保のため、運送事業に対して、営業所に運行管理者を配置し、運転者に対する業務前後の点呼や運行中の必要な指示等をすることが求められています。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展が目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン 2025 において、ICT を活用した高度な運行管理の実現が掲げられたこと等を踏まえ、ICT を活用した運行管理の高度化による安全性の向上、労働生産性の向上を実現すべく検討を進めています。

令和5年4月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和五年国土交通省告示第百六十六号、以下、「遠隔点呼告示」という。）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、業務後に限り自動点呼が可能となりました。

業務前の自動点呼については、令和5年度において実証実験を実施し制度化に向けて要件の検討を行っているところですが、乗務の可否の判断については様々なケースが想定されることから、より多くの事業者による実証を進めるため、業務前自動点呼に係る先行実施事業を行います。本事業に参加される事業者は、産官学の有識者からなる運行管理高度化ワーキンググループ（以下「ワーキング」）の監督の下で業務前自動点呼を実施し、実施状況を定期的にワーキングに報告することとなります。これを踏まえ、業務前自動点呼の具体の制度が策定されることとなります。

本事業に参加される事業者は、本先行実施要領に規定する要件を満たしたうえで、実施の申請を別紙様式にて行い、受理されることで実施可能となります。なお、本事業は、実施期間を令和7年3月31日までとします。

業務前自動点呼を実施中、国土交通省より、本事業に関わった運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）、運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して、点呼の確実性や非常時の対処方法等に関して、ヒアリングを実施させていただくことがあります。

実施対象事業者は、自動車運送事業者であって、以下の事項を遵守できる者として、

自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた

業務前自動点呼の先行実施要領

令和6年5月

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課

(0) はじめに

本実施要領において使用する用語は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）において使用する用語の例によるほか、以下に記載するところによる。

- ① 業務前自動点呼
 - ・ 自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が機器を用いて、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して、以下の事項について報告を求め、確認を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与える点呼
 - 酒気帯びの有無
 - 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認
- ② 業務前自動点呼で使用する機器
 - ・ 業務前自動点呼で使用する機器

(1) 基本事項

1. 業務前自動点呼は、ワーキングの監督下において本実施要領に基づき実施されると国土交通省が認める場合に限り、旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 1 項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 1 項の規定に適合する点呼を行ったものとして取り扱うものとする。
 2. 本実施要領に基づく業務前自動点呼の実施は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。
 3. 本事業に係る情報が、やむを得ない場合を除いて原則公表されることについて、本事業への参加申請書（様式 1）を提出した時点で同意したとみなすこととする。なお、本事業において、個人の健康状態の情報等、個人情報に相当する情報を事業者が当該事業者以外に伝達する場合には、個人を特定できないような形にしたうえで取り扱うものとする。
 4. 業務前自動点呼は、事業者の営業所又は当該営業所の車庫において、当該営業所に所属する運転者等に対し行うことができるものとする。
 5. 業務前自動点呼を開始するにあたり、開始前までに血圧及び体温等、運転者の健康状態に関する平常時の数値を、10 日分取得しておくこと。
- (2) 業務前自動点呼機器の要件
- 業務前自動点呼を行うおとす事業者は、用いる機器が以下の要件を全て満たすことを確認したうえで、様式 2 に確認結果を記載するものとする。
- ① 21 に掲げる事項の確認、判断及び記録を実施できる機能を有すること。

- ② 運行管理者等が、運転者等ごとの業務前自動点呼の実施予定及び当該業務前自動点呼に責任を持つ運行管理者の氏名を入力でき、当該業務前自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。
- ③ 業務前自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務前自動点呼を開始する機能を有すること。
- ④ 運転者によるアルコーン検知器の使用又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコーン検知器が作動する機能を有すること。ただし、③の生体認証符号等による識別の直後にアルコーン検知器を使用する場合同様に限り、本機能は省略することができる。
- ⑤ 運転者が行うアルコーン検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコーンの有無又はその濃度及びアルコーン検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。
- ⑥ 運転者が行うアルコーン検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコーンが検知された場合には、直ちに運行管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を完了することができない機能を有すること。
- ⑦ 運転者の健康状態に関する数値として血圧及び体温を測定する機能（以下「健康状態測定機能」という。）を有し、その測定結果及び運行管理者が設定した運転者ごとの平常時の値と測定結果との差異を自動的に記録及び保存する機能を有すること。加えて、これらの測定結果については有効時間を設定する事ができ、一定期間経過した測定結果は無効として再測定を求めめる機能を有すること。
- ⑧ 健康状態測定機能の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、健康状態測定機能が作動する機能を有すること。ただし、③の生体認証符号等による識別の後一定期間の間に健康状態測定機能を使用する場合同様に限り、本機能は省略することができる。
- ⑨ 運転者の疾病・疲労・睡眠不足に関する自己申告の結果を記録及び保存する機能を有すること。
- ⑩ ⑦⑨の結果から安全な運転をすることができないおそれの有無について自動で判定を行う機能を有すること。なお、判定基準は運行管理者が運転者ごとに設定できる機能を有すること。
- ⑪ ⑩の結果、安全な運転をすることができないおそれがあると判定された場合には、直ちに運行管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を中断する機能を有すること。
- ⑫ ⑪で業務前自動点呼を中断した場合において、運行管理者に連絡を行ったうえで、運行管理者等がその内容を確認し、運行管理者が運行の安全確保に支障が

ないと判断した場合は、業務前自動点呼を運行管理者が再開することができる機能を有すること。

⑬ ⑫の機能を用いて業務前自動点呼を再開する場合において、業務前自動点呼を中断した運転者について、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務前自動点呼を中断したところから再開できる機能を有すること。

⑭ ⑫の機能を用いて業務前自動点呼が再開された場合において、その事実を自動的に記録及び保存する機能を有すること。

⑮ 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車について、道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の結果を記録及び保存する機能を有すること。

⑯ ⑮の結果、異常が認められた場合は、直ちに運行管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を完了することができる機能を有すること。

⑰ 運行管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声等により伝達する機能を有すること。

⑱ 21に掲げる業務前自動点呼に必要な全ての確認、判断及び記録がなされた場合、点呼が完了したことを運転者等が明確にわかるように表示する機能を有すること。

⑲ 21に掲げる業務前自動点呼に必要な全ての確認、判断及び記録がなされない場合又は故障が生じている場合には、業務前自動点呼を完了することができる機能を有すること。

⑳ 運転者等ごとに業務前自動点呼の実施予定時刻を設定することができるが、当該予定時刻から事業者があらかじめ定められた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。

21 業務前自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を1年間保存する機能を有すること。

イ) 業務前自動点呼に責任を負う運行管理者の氏名

ロ) 業務前自動点呼を受けた運転者等の氏名

ハ) 業務前自動点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

二) 業務前自動点呼の実施日時

ホ) 点呼方法

ヘ) 業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯ひの有無

ト) 業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画

チ) 運転者等が業務前自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又

は動画

リ) 業務前自動点呼を受けた運転者の血圧、体温の測定結果及び運行管理者が設定した運転者ごとの平常時の値と測定結果との差異

ヌ) 業務前自動点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運行をすることができないおそれの有無についての確認状況

ル) 道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の結果

ヲ) 運行管理者が運転者等に対し伝える指示事項

ワ) 業務前自動点呼を中断、再開した場合にあっては、その理由と判断を行った運行管理者の氏名

カ) 当該運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合の理由及び代替措置の内容

ヨ) その他必要な事項

22 業務前自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を1年間保存する機能を有すること。

23 電磁的方法により記録された21に掲げる事項及び22の記録の修正若しくは消去ができないものであること又は電磁的方法により記録された21に掲げる事項及び22の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。

24 電磁的方法により記録された21に掲げる事項(ト)及びチ)を除く。)及び22の記録について、業務前自動点呼機器に保存された情報をCSV形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。

(3) 業務前自動点呼機器を設置する施設の要件

業務前自動点呼を行うとす事業者は、用いる施設が以下の要件を全て満たすことを確認したうえで、様式3に確認結果を記載するものとする。

① なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外で業務前自動点呼が実施されることを防止するため、業務前自動点呼を実施場所の天井に監視カメラを備える等、運行管理者等が、業務前自動点呼を受ける運転者等の全身を常時又は業務前自動点呼実施後に、明瞭に確認することができること。

② 業務前自動点呼が途絶しないために必要な通信環境が確保されていること。

(4) 業務前自動点呼を行う上での社内体制に関する要件

業務前自動点呼を行うとす事業者及び運行管理者等は、以下の要件を全て満たすことが可能であることを確認したうえで、様式3に確認結果を記載するものとする。

① 事業者は、本事業の趣旨を理解したうえで、国土交通省又はワーキングの求めに応じて必要事項を報告すること。

② 事業者は、本事業開始から1ヶ月が経過しない間、運行管理者の立会いのもと

で業務前自動点呼を行うこと。1ヶ月が経過した後は、可能な限り運行管理者が立ち会わずに業務前自動点呼を行うこと。なお、事業者により1ヶ月が経過しない中で、従前と同等の安全性を確保することができると判断された場合には、この限りではない。その場合は、その理由と判断した日時を記録として残すこと。

- ③ 事業者は、業務前自動点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。
- ④ 事業者は、業務前自動点呼機器の使用法、故障時の対応等について運行管理者等、運転者等その他の関係者に対し、適切に教育及び指導を行うこと。
- ⑤ 事業者は、所定の場所以外で業務前自動点呼が行われることを防止するため、業務前自動点呼機器が当該場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。
- ⑥ 事業者は、業務前自動点呼機器の状態を定期的に確認する等、適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。
- ⑦ 運行管理者等は、運転者等ごとの業務前自動点呼の実施予定及び実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。
- ⑧ 業務前自動点呼を実施する予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等が適切な措置を講じることができ体制を整備すること。
- ⑨ 運行管理者等に対し早急に報告する必要がある事項については、業務前自動点呼の実施にかかわらず、運転者等から運行管理者等に対し速やかに報告するよう指導すること。
- ⑩ 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、運行管理者が当該運転者の状態を対面で確認するための適切な措置を講じることができ体制を整備すること。
- ⑪ 運転者が安全な運転をすることができないおそれがあるとき業務前自動点呼機器によって判定された場合は、運行管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができ体制を整備すること。
- ⑫ 運転者が安全な運転をすることができないおそれがあるとき業務前自動点呼機器によって判定された場合は、運行管理者等が当該運転者の状態を対面により確認することが望ましいが、この場合においては、遠隔からカメラ、モニター等を通じて確認し、運行管理者が乗務の可否を判断することを妨げるものではない。
- ⑬ 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車について、道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の結果、異常が認められた場合は、運行管理者が適切な措置を講じることができ体制を整備すること。
- ⑭ 業務前自動点呼機器の故障等により業務前自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務前自動点呼を受ける運転者等が所属する営業所の運行管理者等に

よる対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。
⑮ 事業者は、運転者等の識別に必要な生体認証符号や健康状態の測定結果等の取扱いについて、あらかじめ、対象となる運転者等の同意を得ること。

(5) 事業開始後の報告事項

事業者は、本事業の開始以降、本事業の内容を変更しようとする場合にあっては、当該変更の内容を国土交通省に報告するものとする。

加えて、以下の事項について、国土交通省又はワーキングが別途定める頻度において国土交通省に報告するものとする。万が一適切に報告がされない場合は、ワーキングの監督下において実施されていると認められない。

- ① 業務前自動点呼を実施した運転者等の数
- ② 業務前自動点呼を実施した運行の総数
- ③ 運行管理者が対応した事案（酒気帯びの検知及び健康状態の異常等）の内容とその発生頻度
- ④ 従前の点呼方法により乗務不可と判断された回数について、過去1年分の実績データ
- ⑤ その他、国土交通省又はワーキングから求められた事項

(6) その他

本実施要領に特に記載のない事項においても、国土交通省又はワーキングより要請があった事項については、可能な限り対応するものとする。

道路運送法、貨物自動車運送事業法をはじめとする関係法令を遵守し、輸送の安全の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(7) 業務前自動点呼の実施・変更に係る書類の提出期限

1. 業務前自動点呼を行うこととする事業者は、(8)に記載する書類を業務前自動点呼を開始しようとする14日前までに国土交通省委託事業事務局に提出すること。申請書類は運行形態ごとに提出することとし、最終の受付は令和6年12月末までとする。また、必要に応じて国土交通省が申請書類の記載内容を確認するため、に現地調査を行うことがあるので、求めがあった場合には誠実に対応すること。
2. 業務前自動点呼の実施場所の追加、実施場所の廃止、点呼機器の変更等の内容を変更しようとする事業者は、変更しようとする14日前までに(8)に記載する書類を国土交通省委託事業事務局に提出すること。また、必要に応じて国土交通省が申請書類の記載内容を確認するために現地調査を行うことがあるので、求めがあった場合には誠実に対応すること。

⑤ 「可」の通知を事業者が受領後、事業者が変更後の業務前自動点呼を開始

本件に関するお問い合わせ先

国土交通省委託事業事務局（株式会社野村総合研究所）井上、村上、林
Eメール：mlit_jidotenko_fy2024dp★nrj.co.jp
メール送付の際には★を@に修正してください

(8) 提出する書類の種類

1. 業務前自動点呼を行うとき
 - ① 様式1：業務前自動点呼の先行実施事業への参加申請書
 - ② 様式2：業務前自動点呼機器の要件に係る適合確認・宣誓書（開始前）
 - ③ 様式3：業務前自動点呼機器を設置する施設及び業務前自動点呼を行う上での社内体制に関する要件に係る適合確認・宣誓書（開始前）
 2. 業務前自動点呼の内容を変更しようとするとき
 - ① 様式4：業務前自動点呼の変更に係る申請書
 - ② 様式5：業務前自動点呼機器の要件に係る適合確認・宣誓書（変更時）
 - ③ 様式6：業務前自動点呼機器を設置する施設及び業務前自動点呼を行う上での社内体制に関する要件に係る適合確認・宣誓書（変更時）
- ただし、実施場所の廃止の場合は様式5及び6の提出は不要とする。

(9) 書類の提出先

各書類は、必要事項を記入の上、以下の提出先までメールで送付すること。

【提出先】電子データ（pdf又はwordファイル）でご提出ください。

国土交通省委託事業事務局（株式会社野村総合研究所）

Eメール：mlit_jidotenko_fy2024dp★nrj.co.jp

メール送付の際には★を@に修正してください

(10) 業務前自動点呼の実施・変更までの流れ

1. 業務前自動点呼を行うとき
 - ① 事業者が、(7)の期限までに(8)の書類を(9)の提出先まで提出
 - ② 必要に応じて、提出書類の内容確認のために国土交通省又は国土交通省委託事業事務局が現地調査を実施
 - ③ 必要に応じて、ワーキングにおいて、実施可否の判断
 - ④ 国土交通省又は国土交通省委託事業事務局から事業者に、判断結果を通知
 - ⑤ 「可」の通知を事業者が受領後、事業者が業務前自動点呼を開始
2. 業務前自動点呼の内容を変更しようとするとき
 - ① 事業者が、(7)の期限までに(8)の書類を(9)の提出先まで提出
 - ② 必要に応じて、提出書類の内容確認のために国土交通省又は国土交通省委託事業事務局が現地調査を実施
 - ③ 必要に応じて、ワーキングにおいて、変更可否の判断
 - ④ 国土交通省又は国土交通省委託事業事務局から事業者に、判断結果を通知

令和6年賃金引上げ等の 実態に関する調査の実施についての 協力依頼について

標記の件について、厚生労働省より全ト協を通じて協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民営企業から産業別及び企業規模別に選定した約3,600企業を対象とし、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況について調査するものです。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

長崎県警察からのお願い

～ ◇マークの周知 ～

長崎県内では、信号機のない横断歩道を横断中に車にはねられる交通事故の割合が高く、長崎県警では、このような事故を1件でも減らしたいという思いから、



をキャッチフレーズとして広報啓発に取り組んでいます。

このキャッチフレーズには、

- 1 信号機のない横断歩道の手前には、
ダイヤ（◇）マークの道路標示があること
- 2 ◇マークの先にある横断歩道には、
守りたい命（♥）があること
- 3 横断歩道に差し掛かった時には、
スピード（♠）を落として欲しいこと

の意味が込められています。



◆守ろう交通ルール

♥高めよう交通マナー

皆様の御協力よろしくお願ひいたします。

守ろう！電波のルール

—総務省九州総合通信局からのお知らせです—

総務省九州総合通信局では、電波を正しく利用していただくための広報活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

電波は、テレビやラジオの放送や携帯電話などの身近なものから、航空機や船舶、警察、消防救急の無線などの社会生活の安全に関わるものまで、社会のライフラインに使われており、電波の不正利用は命の危険に繋がることがあります。

電波の不正利用は、電波法違反、犯罪です。電波法には罰則があります。不法無線局を開設・運用すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、不法電波で重要な無線通信を妨害した場合は5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。

[電波の3つのルール]

①無線機器の使用の際は「技適マーク」㊦の確認を

「技適マーク」は、国内で使用できる無線機器のほとんどに表示されています。無線機器の購入・使用の際には、十分ご注意ください。

②外国規格の無線機器にはご注意を

近年、インターネット等で外国規格の無線機器が販売されています。これらの無線機器の多くは日本の電波法令に合致していないため、国内では使用できない場合があります。外国規格の無線機器を使用するとほかの無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や技適マークを確認して購入してください。

③電波の利用には、原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。また無線局の運用には、免許状の掲示や無線従事者免許証の携帯など細かなルールがあります。

特に以下の事項にご確認ください。

※ご注意ください

- 無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。
- アマチュア無線は仕事に使えません。アマチュア無線を使用する場合はルールを守って運用してください。

—問合せ先—

■総務省九州総合通信局

HP <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

○不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8252 (受付)

○受信障害(テレビ・ラジオ)……TEL:096-326-7873

○電波利用料……TEL:096-326-7843

○その他行政相談……TEL:096-326-7819

電波のことなら
九州総合通信局へ



デンパ君

全ト協だより

軽油価格の調査結果（4月分）

4月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		127.24	117.06	126.67
全国(沖縄除)		125.47	115.80	125.25

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		133.22	117.07	127.62
出光昭和シェル		126.69	117.21	124.24
キグナス				
コスモ		124.50	113.93	135.00
その他		119.25	117.48	126.33

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		127.79	117.14	128.40
30～50キロ リットル未満			122.12	117.87
50～100キロ リットル未満		116.31	114.91	115.80
100キロ リットル以上			115.74	116.90

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		125.90	120.33	128.74
30～60日未満		126.54	116.81	126.69
60日以上		135.48	115.00	115.80

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年12月		127.29	115.97	126.15
2024年1月		127.79	116.11	126.80
2024年2月		125.64	115.55	126.37
2024年3月		125.57	115.44	126.91
2024年4月		127.24	117.06	126.67

※消費税抜きの価格

近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和6年6月11日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 貸付利率

期 間	現 行（改定前）	改定後
1年以上～3年以内	1.70%	1.80%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

2. 実施日

令和6年6月11日



事故対だより

国土交通省認定

「運輸安全マネジメントセミナー」のご案内

事業者 各位

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ) 長崎支所

日頃より当機構に対し、ご理解とご協力を頂きましてありがとうございます。さて、「運輸安全マネジメント」の御社の取り組み状況はいかがでしょう？当機構では次のとおり国土交通省認定運輸安全マネジメントセミナーを計画しました。多数の皆様方にご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

1. ガイドラインセミナー（中小規模）

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン全14項目について、安全管理体制の構築・改善を推進するための取組のねらいや取組方法を項目毎に解説します。

日 時：令和6年11月6日（水） 13:00～16:30

2. 内部監査（基礎）セミナー

運輸安全マネジメントのPDCAサイクルを回していくために、「内部監査とは？」等についての講義、及び、参加型の講義（監査結果の確認と不具合箇所の指摘等）をワークショップ形式で実施いたします。

日 時：令和6年11月13日（水） 13:00～16:30

3. リスク管理（基礎）セミナー

事故防止・再発防止対策に関し、「リスク管理とは？」等についての講義、及び、参加型の講義（「なぜなぜ分析」等）により事故等の原因分析のワークショップを実施いたします。

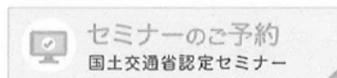
日 時：令和6年11月20日（水） 13:00～16:30

場 所：自動車事故対策機構 長崎支所（長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11階）
受講料：1人 5,200円（税込）※当日、受付の際に現金でお支払いください

【ご一読ください】

- ① **ご予約はナスバHPから「自動車事故を防ぐ」➡「セミナーのご予約」の順番にクリック。**
（予約開始日：令和6年6月15日）* 定員に到達次第予約受付終了。

👉 **こちらをクリックしてください**



- ② **お申込み者が少ない場合は、延期又は中止する場合がありますのでご了承ください。**

- ③ 認定セミナーの制度概要については、当機構のホームページ (<http://www.nasva.go.jp/>)
→ 防ぐ
→ 『ナスバ安全マネジメントサービスのご案内』欄中『ナスバ安全マネジメントサービスの種類』
→ 『ナスバ安全マネジメント シンポジウム・セミナー、講習会・国土交通省認定セミナー等』
をご覧ください。

お問合せ先 独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ） 長崎支所
〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11階
TEL 095-821-8853 FAX 095-821-8854

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

【申込方法】

各実施機関のホームページから予約、または別紙の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXしてください。

(株)おんが自動車学校 FAX：093-293-2427 TEL：093-293-2359

(有)新西海自動車学校 FAX：0959-27-1778 TEL：0959-27-0136

(独法)自動車事故対策機構（ナスバ）長崎支所 TEL：095-821-8853

※自動車事故対策機構は、ホームページ（<https://www.nasva.go.jp/>）から、インターネットで予約システムにてご予約ください。

【受講手数料】

基礎講習：8,900円

一般講習：3,200円（協会会員は、全額助成金が適用されます。）

なお講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

【持ってくるもの】

運行管理者講習手帳（講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守）
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書（※自動車事故対策機構のみ）

【受付時間及び講習時間】 ※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
おんが自動車学校	9：00～9：30	基礎講習	1日目	10：00～17：00 ※9：30～オリエンテーション
			2日目	10：00～17：00
			3日目	10：00～15：30
		一般講習	9：30～16：00	
新西海自動車学校	9：30～10：00	基礎講習	1日目	10：00～17：00
			2日目	10：00～17：00
			3日目	10：00～15：30
		一般講習	10：00～16：30	

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	5月29日(水)～31日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月18日(火)～20日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第3回	6月19日(水)～21日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所
第4回	7月1日(月)～3日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	50名	新西海自動車学校
第5回	7月2日(火)～4日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第6回	11月6日(水)～8日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第7回	11月12日(火)～14日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第8回	12月3日(火)～5日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	50名	新西海自動車学校
第9回	【予定】1月29日(水)～31日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

2. 一般講習

回数	実施日	実施場所	定員	主 催	
第1回	4月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第2回	5月16日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第3回	5月28日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第4回	6月10日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第5回	6月13日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第6回	6月14日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校	
第7回	6月24日(月)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第8回	6月27日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第9回	7月5日(金)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第10回	7月12日(金)	佐世保市「アルカス SASEBO 3階会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第11回	7月19日(金)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第12回	7月24日(水)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校	
第13回	7月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第14回	7月30日(火)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校	
第15回	8月8日(木)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校	
第16回	8月22日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第17回	8月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第18回	8月29日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第19回	9月3日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第20回	9月13日(金)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校	
第21回	10月10日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第22回	10月12日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第23回	10月17日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第24回	10月23日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第25回	10月31日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第26回	11月5日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第27回	11月7日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第28回	11月17日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校	
第29回	11月21日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第30回	12月2日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第31回	12月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第32回	12月12日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第33回	12月18日(水)	北松佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第34回	1月10日(金)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第35回	1月30日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第36回	2月28日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

基礎講習 受講申込書

西暦 年 月 日

事業所名：

事業所〒： —

事業所住所：

申込責任者：

連絡先 (TEL) — — (FAX) — —

申込責任者メールアドレス： @

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業用自動車の 運行管理者経験が 1年未満の者 (○印をする)	受講の目的 (○印をする)	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
①番 ----- (男・女) (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
②番 ----- (男・女) (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
③番 ----- (男・女) (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
④番 ----- (男・女) (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間

*現在の職名欄中、「運行管理者」とは運輸支局長(沖縄にあっては陸運事務所長)に選任の届出を行ったものとする。

*修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

****ご確認ください****

運行管理者試験を受験予定の方は、以下の□に✓を記入して下さい。

運行管理者試験センターへの受講名簿提出と基礎講習修了書(複写)の送付に同意する

①番の方：□ ②番の方：□ ③番の方：□ ④番の方：□

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定
総合交通教育センター福岡

DA ONGA **ドライビングアカデミー ONGA**

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

一般講習 受講申込書

FAX

西暦 年 月 日

事業所名： _____

〒 _____

事業所の住所： _____

申込責任者名： _____

連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____

申込責任者メールアドレス： _____ @ _____

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業所 (営業所) の名称	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
受講者の氏名 (西暦生年月日)				
(男・女)				
①番 (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
(男・女)				
②番 (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
(男・女)				
③番 (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
(男・女)				
④番 (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日

※現在の職名欄中「運行管理者」とは、運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長）に選任の届け出を行ったものとする。

* 修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定

総合交通教育センター福岡



(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



基礎講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名)

〒 -

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL) ^{*}(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会 ・ 佐世保市労働福祉センター
○講習時間 10時00分～17時00分(最終日は15時30分まで)※手帳をお持ちでない方は写真(3×24cm)1枚をご用意下さい

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	希望する 講習の種類 (番号○印)	受講の目的 (番号○印)	講習手帳 の有無 (○印)	受講の情報 提供の同意 (☑印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日

- 注1) 個人でお申し込みの方は、事業所名欄に個人名を、事業所住所欄に本人住所を記入して下さい。
 注2) 「受講の情報提供の同意」とは、受験資格確認事務の円滑を図るため、運行管理者試験センターへの講習受講の情報提供を行なうものです。また、国土交通省へも受講情報を提供いたします。
 注3) 平成27年度から、旅客試験は旅客の基礎講習、貨物試験は貨物の基礎講習の受講が受験資格となります。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。
 ※講習会場は自動車学校ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします。

※申込先※

新西海自動車学校
 西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



一般講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名) _____

〒 _____

事業所住所 _____

申込責任者名 _____

連絡先(TEL) _____

※(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会・佐世保市労働福祉センター・サンスパおおむら
○講習時間 10時00分～16時30分 時津北部コミュニティセンター・有明文化会館・田平町民センター・佐々町文化会館
福江文化会館・鯨賓館・新西海自動車学校

事業所の種類 (○印をする)	バス	ハイ・タク	トラック	その他 ()
-------------------	----	-------	------	------------

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	現在の職名 (番号○印)	運行管理者 選任年月日	指導講習手帳 の有無 (○印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日

注1)「運行管理者選任年月日」欄中の「運行管理者」とは、運輸支局長に選任届けがなされている方です。

注2)運行管理者講習の受講の情報は、国土交通省に提供いたします。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は開催日によって異なりますのでお間違いないようお願いいたします。

※申込先※



新西海自動車学校
西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



令和6年度定期総会の開催状況について

(公社)長崎県トラック協会は、6月13日(木)午後2時30分から長崎市大黒町「ホテルニュー長崎」において、会員423名(内委任状354名)が出席し、令和6年度定時総会を開催しました。

総会は、定足数の報告で始まり、全ト協会長表彰「正しい運転・明るい輸送運動(2事業所2名と1事業所)」、「優秀運転者表彰(45名)」、県ト協会長表彰「永年勤続表彰(95名)」を行った後、議長に馬場会長を選出し議事に入り、上程された次の議案

第1号議案 令和5年度会務及び事業報告について

第2号議案 令和5年度決算報告について

(貸借対照表・正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、財産目録)

第3号議案 役員を選任について

第1号報告 令和6年度事業計画について

第2号報告 令和6年度収支予算について

について審議され、いずれも原案通り承認され、総会は終了しました。

なお、新たな理事に就任された方は次のとおりです。

新理事 平田 純一郎 (長崎支部) 日本通運(株)

新理事 米村 誠晃 (壱岐支部) 壱岐通運(株)



馬場会長

本総会に続いて開催された陸災防長崎県支部通常総会の終了後、来賓の臨場をいただき、

九州運輸局長崎運輸支局長 大上 圭 様

長崎労働局長 倉永 圭介 様

長崎県地域振興部長 小川 雅純 様 (代理中村統括課長補佐)

長崎県警察本部交通部長 田川 佳幸 様

それぞれのお立場からの祝辞をいただきました。

このほか、ご出席いただいた来賓の皆様のご紹介後に開催された懇談会は、終始和やかな雰囲気の中、盛会裏に終わりました。



総会風景



大上長崎運輸支局長



倉永長崎労働局長



中村県交通政策課総括課長補佐



田川県警交通部長



表彰風景

7/1(月)より受付を開始します。長崎県トラック協会 HP にて、申請様式がダウンロード可能です。
 なお、4/1以降導入(取得)分は、7月中旬に申請してください。

令和6年度助成事業について

1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申請期間：7/1(月)～12/20(金)** ※免許等取得促進助成事業は**1/31(金)**まで
実績報告期限：2/21(金) ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3/19(水)**まで
 3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

2. 助成事業一覧

助成事業		概要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の1/2(上限5千円/台) 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2(上限1万円/台)
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置 ③側方衝突監視警報装置 ④アルコールインターロック ⑤I T点呼に使用するアルコール検知器 ⑥トルクレンチ ⑦自動点呼機器
	助成金額	①②④⑤：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台) ③機器価格(税抜)の1/2(上限10万円) ⑥取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑦導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む)(上限10万円)
その他条件等	* ②③は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 * ③をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。 * ⑤は、I T点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 * ⑥は、600N・m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑦は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台	
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	全ての機器が対象 *協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台)
その他条件等	* Gマーク事業所におけるI T点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 * 来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します	
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	助成金額	1台あたり装置の取得価格の2分の1(上限5万円/台)
SASスクリーニング検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	助成金額	第1次検査および第2次検査の合計費用の半額(上限2,500円/人)
安全運転研修(ドライバー等安全教育訓練促進)	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費(宿泊費等含)の全額又は一部及び交通費(離島地区外5千円、離島地区1万円) ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1泊2日)：55,440円(受講料の全額)+交通費 ②一般・初任ドライバー研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全協特別研修 ③添乗・指導管理者研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全協特別研修 * 受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 * ②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(77,000円)
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
	対象	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
初任運転者特別指導講習会	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	特別指導教育(初任)の対象者
	助成金額	研修費の全額 年10回
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
高齢運転者安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 * 適齢診断を受診することが出来ます。 * 講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
健康診断受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 *助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和7.2.21 ※令和6年4月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の1.2倍まで
	助成金額	運転者1名につき1,500円
安全性評価事業認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成(交付)します。
	申請期間	申請期間：認定公表から2週間以内
運転記録証明書取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和6.4.1～令和7.3.19
	助成金額	当該事業所(県内営業所)に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者 運転者1名につき670円

助成事業		概要
適性診断 (特定)	事業内容	適性診断(特定)の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.4.1~令和 7.3.19
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800円 *助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 (一般)	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成上限	1台まで
	助成金額	指定機器1台につき20万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック: 協調(県ト協、国、全ト協)
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間(県ト協)	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 *令和 6.4.1~令和 7.2.21までに導入(支払)が完了するもの
	助成上限	1事業者1両まで
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット: 5,000円(全額: 県ト協) ②エアヒータ: 機器価格の1/2 *上限6万円(全額: 全ト協) ③車載バッテリー式冷房装置: 機器価格の1/2 *上限6万円(全額: 全ト協)
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	新規7万円、更新5万円*費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	保証料の1/2(県ト協: 1/4 全ト協: 1/4) *一年度一事業者あたり上限20万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間等	申請期間: 令和 6.7.1~令和 7.1.31 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	準中型新規: 4万円、準中型限定解除: 2万5千円、特例教習: 受講費用(税抜)の1/3(上限10万円)、 大型・中型・けん引: 取得費用(税抜)の1/2(上限: 大型15万円、中型・けん引10万円) フォークリフト: 31時間・35時間講習1万円、11時間・15時間講習5千円
	その他条件等	協会指定研修の受講(特例教習、フォークリフトを除く)
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	受講料の2/3(県ト協1/3・全ト協1/3)
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21
	助成金額	新規3万円、継続2万円*費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習(一般)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者1名につき3,200円

令和6年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について

- 公募期間
令和6年4月1日~令和7年2月28日(期日厳守)
*融資対象は、令和6年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)に投資されるものに限りです。
- 公募融資総枠: 6億円
- 融資限度額: 各融資制度において、それぞれ定めます。
- 融資利率: 商工中金所定の利率
- 融資推薦対象者: 会員事業者及び協同組合等であり、商工中金と取引資格があるもの。
- 取扱金融機関: 商工中金(長崎支店、佐世保支店)及び商工中金の代理店である信用組合
- 融資対象資金について: 消費税は対象となりますが、その他の税金、登録費用、保険料等は対象外です。
- 各融資制度の詳細は下表にてご確認ください。
*協会HP(<http://www/nata.or.jp>)の助成事業ページにて申込書のダウンロードが可能です。

一般融資	ポスト新長期融資
①融資対象事業 ・物流施設・福利厚生施設の整備に要する資金 ・事務機器の購入・設備の補修・改修に要する資金 ・荷役機械購入に要する資金 ・車両購入及び架装に要する資金 ※運転資金は対象外です ②融資推薦限度額 ・会員事業者: 2,000万円 ・協同組合: 4,000万円(一事業者あたり2,000万円) ※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。 ③利子補給率: 0.5% ④償還期間: 10年以内(車両は5年以内とする) ⑤必要な添付書類: 見積書原本等(施設の場合は、別途平面図・見取図等)	①融資対象事業 ポスト新長期規制車導入に要する資金(代替を伴う必要はありません) ②融資推薦限度額 ・会員事業者: 4,000万円 ・協同組合: 4,000万円(一事業者あたり2,000万円) ※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。ただし、NOx融資(受付終了)の残高を引継ぎます。 ③利子補給率: 0.5% ④償還期間: 5年以内 ⑤必要な添付書類: 見積書原本等

- その他: 制度利用にあたり様々な注意点がありますので、必ず申込み前に協会までご相談下さい。

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和6年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。
お申込については直接各実施機関へ行って下さい。
講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意下さい。

【 適性診断（初任・適齢） 】 *開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月、3月を除く）※開催予定表 A 参照
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

【 初任運転者向け 】

・初任運転者特別指導講習会 *開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【 一般運転者向け 】 *開催予定表 D

・安全運転研修（一般運転者コース）

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【 高齢運転者向け 】 *開催予定表 C

・高齢運転者安全運転研修

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

※おんが自動車学校で開催する研修では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

診断・講習種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催	A 適性診断（初任・適齢）	23・24	22	25・26	10	20・21	18	1・2	20	9・10	15
	B (新西海)初任運転者特別指導講習会	25~26	23~24	27~28	11~12	22~23	19~20	3~4	21~22	11~12	16~17
	C 高齢運転者安全運転研修						11				
福岡開催	D (おんが)一般・初任運転者貨物運転者研修		25~26		6~7		14~15	19~20			25~26
	全ト協指 一般・初任運転者	13~15		22~24					16~18		18~20
	指 添乗・指導管理者		18~20		20~22						
	定 一般・事故再発防止							26~28			

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定期間コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

お問合せ先

長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

長崎県トラック協会受託事業

令和6年度 高齢運転者安全運転研修タイムスケジュール

新西海自動車学校

時 間	項 目	内 容	備 考
1 9:30 ～ 10:20 (50)	安全運転基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢運転者による交通事故の特徴 ・ 加齢に伴う「認知・判断・操作」の能力低下による交通事故 ・ 健康管理の重要性（脳疾患・心臓疾患） ・ その他の労働災害の防止 	座学
2 10:30 ～ 11:20 (50)	安全性テスト 視力等検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ OD 式安全性テスト及び結果の解説 ・ 視力検査（静止視力・動体視力・夜間視力） ・ 視野検査 ・ 視野障害が起因する交通事故 	座学・検査
3 11:30 ～ 12:20 (50)	運転技能診断及び 指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険回避走行 ・ S字コースの前進・後退走行 ・ クランクコースの前進・後退走行 ・ 直列パイロンスラローム前進・後退走行 	実技
(50)	昼休み		
4 13:10 ～ 14:00 (50)	法令走行診断及び 指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮運転免許技能試験の実施要領に基づく方法による安全運転診断 ・ 1名約10分間の走行 ・ 安全運転の個別アドバイス 	
5 14:10 ～ 15:00 (50)	安全運転意識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知機能検査の体験及び結果説明 ・ ブレーキペダル踏力計測装置による踏力診断 ・ 先進安全自動車（ASV）の基礎知識 ・ プロドライバーに求められる運転マナー 	座学

※「運転技能診断」及び「法令走行診断」は、中型、準中型、普通車の中から受講者が希望するもので実施します。
 ※このタイムスケジュールは、受講者10名以下の場合です。
 ※受講者が10名を超える場合は、「運転技能診断」と「法令走行診断」を2グループに分かれて同時進行で行います。



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)
事業所名 (営業所名) _____

〒 ー

事業所住所 _____

申込責任者名 _____

連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名	適性診断 (診断種類に☑) 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
	生年月日 (年齢)			
1	_____ 昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
2	_____ 昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
3	_____ 昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地: 長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】
 ※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
 ※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)
 ○持参品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】
 ○受付時間 8:30 ~ 9:00
 ○講習時間 9:00 ~ 17:30
 ○持参品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)
 ○その他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。
 ・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校
※実施場所ではありませんのでお間違いないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3
TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先 0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8

高齢運転者安全運転研修申込書

令和 年 月 日

受付済印

事業所名

〒 -

事業所住所

申込責任者名

予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL)

(FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は☑
	受講者氏名		研修当日、適齢診断の受診を希望するか☑ ※受診時間は約2時間	
	生年月日(年齢)			
1		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (<input type="checkbox"/> 15:00~ <input type="checkbox"/> 16:30~) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
2		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (<input type="checkbox"/> 15:00~ <input type="checkbox"/> 16:30~) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
3		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (<input type="checkbox"/> 15:00~ <input type="checkbox"/> 16:30~) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			

【実施場所】 新西海自動車学校

【研修時間等】

- 受付時間 9:00~ 9:30
- 研修時間 9:30~15:00
- 実施場所 新西海自動車学校
- その他 昼食(弁当)を希望される方は当日に受け付けます

- ・ 研修当日に適性診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。
後日の受診日については、別途日程の打ち合せをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・ 「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3

TEL 0959-27-0136

FAX 0959-27-1778

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会 長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社(店)従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース (希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。研修日程は同じです。)

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日(13時間)	
2	初任運転者研修 2日(15時間)	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記1の研修No.を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男		年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			指導要領: 要・不要
	男		年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			指導要領: 要・不要

※交通費助成申請 該当地区に、印をつけてください。

離島地区外: 5千円

離島地区(五島、上五島、壱岐、対馬): 1万円

【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料(55,440円)に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・**ドライビングアカデミーONGA(おんが自動車学校) FAX 093-293-2427**

※ 研修のご案内は、研修日の1週間前(前週の金曜日)にFAXにてお送りいたします。

※初任診断で指導要領(管理者用)が必要な場合は別途、発行料金(200円)をいただきます。

○事務処理欄(記入しないでください。)

受付印

--

部会だより

各部会 総会の開催状況について

【食料品部会】

食料品部会では、5月17日(金)17時30分より、諫早市永昌東町「L & L ホテルセンリユウ」において、会員42名に対し42名（内委任状24名）が出席し、令和6年度通常総会を開催しました。

総会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に松尾部会長を選出し、上程された次の議案、

1. 令和5年度事業報告・収支決算について
2. 令和6年度事業計画・収支予算について

について審議され、いずれも原案どおり承認され、総会行事の全てを終了しました。

総会終了後には、九州運輸局長崎運輸支局 首席運輸企画専門官 三善 格介 様より「トラック運送事業者における法令遵守等について」をテーマにご講演いただきました。

【青年部新成会】

青年部新成会では、5月24日(金)17時より、長崎市銅座町「銅座 呑」において、会員32名に対し28名（内委任状13名）が出席し、令和6年度通常総会を開催しました。

総会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に古川会長を選出し、上程された次の議案、

1. 令和5年度事業報告・令和5年度収支決算報告について
2. 令和6年度事業計画（案）・収支予算（案）について
3. 旅費補助規程改正について

について審議され、いずれも原案どおり承認され、総会行事の全てを終了しました。



【引越専門部会】

引越専門部会では、6月7日(金)17時より、長崎市新地町「長崎バスターミナルホテル」において、会員39名に対し、38名（内委任状21名）が出席し、令和6年度定期総会を開催しました。

総会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に塩塚部会長を選出し、上程された次の議案、

1. 令和5年度事業報告及び収支決算報告について
2. 令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
3. その他（九州全県引越部会研修会について）

について審議され、いずれも原案どおり承認されました。

【女性部会】

女性部会では、6月20日(木)11時より、諫早市宇都町「ホテルグランドパレス諫早」において、会員26名に対し、25名（内委任状12名）が出席し、令和6年度定期総会を開催しました。

総会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に井石会長を選出し、上程された次の議案、

1. 令和5年度事業報告・収支決算報告について
2. 令和6年度事業計画・収支予算について

について審議され、いずれも原案どおり承認されました。

3. 役員改選について

任期満了に伴う役員改選は、新理事7名（再任7名）、新監事2名（再任2名）が満場一致で承認されました。

その後行われた新理事による互選により、

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 会 長 | 井石 八千代（再任） | （株）井石 |
| 副会長 | 菅 博子（再任） | （株）深町組 |
| 副会長 | 金子 幸枝（再任） | （株）丸鷹 |
| 副会長 | 平岡 ゆかり（再任） | （有）長崎水産運輸 |

が就任され、総会行事の全てを終了しました。

総会に続いて研修会が行われ、女性部会理事で未来運送 代表の迎 多美子様より、終活アドバイザーの立場から「終活の社会性」をテーマにご講演いただきました。

未来は変えられる。そんなことは未来になってみなければ分からない、そう思う人も多いと思います。私もそう思うのですが、二十代に遡り、今の自分を見たならば、未来は確実に変わったと思うのです。

20歳でトラックドライバーとなった私にとって、当時の目標は誰よりも売上げを上げること。定期便に加え、特車便を走るのは当たり前、時には昼・夜・昼と寝不足が日常化して、何度高速道路の路肩の白線を越えてしまったことか、パトカーに警告を受けることも一度や二度ではありません。それでも自分の運転には絶対の自信を持っていました。

ある時、運転席でうとうとしていたその時に工場の課長さんにトラックを前に出してと言われ、ボーッとしたまま動き出した次の瞬間、ガリガリという音、積み込み途中で幌を開けた状態だったのです。

先輩からは「あんまり無理するなよ」との言葉に、分かった様な顔をしながらも、俺は大丈夫と高を括り、安全は実力で守れると傲慢極まりない状態でした。それもそのはず、度々の危機一髪も間一髪で難を逃れることで根拠の無い自信となっていたのです。

そんな私が厳しい現実に晒されるのが数年後、その頃の私は更に自惚れの極致にありました。仕事は少しセーブし、遅咲きながらプロボクシングのライセンスを取り、長距離トラックとプロボクサーの二足のわらじです。減量の為に夏場にカッパを着て、ヒーターを掛けてトラックを運転することも。そんな私のデビュー戦は、世界タイトルマッチの前座で見事にTKO勝ちしたのです。有頂天になっていましたが地獄は間もなく訪れました。

岡山県内で帰り荷を積んで出発して間もなくでした。急ぐこともなく原付バイクに追従していました。ミラーでうしろを見ると後続車も随分長くなっています。道幅が広がった所で、ここなら十分に抜けると原付から大きく離れて抜きかけたその時です。それまで道路左側を走って行くものだとはばかり思っていた原付が、何のためらいも無いかの様に道路中央に寄ってきたのです。

瞬間、間に合わないと思うより先に全力でブレーキを踏んでいました。原付はトラックに追突されたことで前輪が浮いた様に見えたのも一瞬、その姿は直ぐに見えなくなりました。

トラックが停止したのはその十数m先でした。ブレーキを踏んでいた右足の膝はシートベルトを締めていたものの強打していましたが、そんなことに構って

いる場合ではありません。助かっていてくれと祈り、ドアを開け、飛び降りようと下を見たそこに居たのです。

頭を右前輪に向けて仰向けになっていた女性に「大丈夫ですか」との声掛けに「頭が痛い」との小さな声を聞いたとき生きている、助かったと思いました。現場は少し下り坂で、原付を避けようとハンドルを切ったものの、道路左はコンクリートでできた縁石、停止したトラックの左前輪とは何cmも残っていませんでした。

また、その時に積んでいたのが、トリクロールエチレンの入ったドラム缶10tなのですが、全て寝かせて積んだ最後部だけ二段積みになっていた為、トラックが完全停止する前に轟音を立てながら、一段目のドラム缶の上を転がり荷台の最前部にドンドンとぶつかってきました。万一にもドラム缶に穴が空いてしまっていたらと思うとぞっとします。

奇跡的に死亡事故にならずに済んだのですが、何度も何度もあれは夢じゃ無かったのかと思うのですが、直ぐに現実に引き戻され、何もかもが狂ってしまった、全てが0からやり直しだ、そんな26歳の7月でした。

自分の自信は、粉々に先のことなど何も考えられる状態ではありません。それから数年は、目の前の仕事に集中しようとして自分に言い聞かせて前を向く以外にありませんでした。一年、また一年と無事故の記録を続け、会社から10年無事故賞を貰ってもヒヤリハットの度に最悪の事が頭をよぎるのでした。そこから更に10年、SDカードも20年を越

えた頃には、後輩を教える立場となり、更に安全意識が高まったと思います。目の前の人に語る一言、一言が自分への戒めとなりました。

私の小学生の時の同級生に二十歳前、免許取り立ての頃の交通事故で首の骨を折り半身不随となってしまった人が居ます。たった21人の同級生ですが、還暦を迎えることができたのが15名、その中の一人として彼も入っているのです。もう45年も寝たきりです。彼のことは田舎の同級生も口にする事が無く、その事を知ったのは厄年の頃。とても会いにも行けません。

そんな同級生の事も、新人ドライバーに交通安全を教えるときに、伝えることが私の使命と感じています。自身の数々の失敗も今では安全を語る私の大きな財産となっています。この財産で、一人でも多くの人の未来を明るいものに出来たら一番の喜びです。

ドライバー体験記

未来は自らが 開いてゆく

(中部) (株)サンワ
齊藤 輝昭





「全国安全週間」を契機とした労働災害防止の取組について

標記の件について、長崎労働局より陸災防長崎県支部に周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

令和6年6月11日

関係団体の長 殿

長崎労働局

「全国安全週間」を契機とした労働災害防止の取り組みについて

平素より、労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、本年も企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、6月を準備期間、7月1日から7日までを本週間として「全国安全週間」が実施されます。

長崎県内における令和5年の労働災害発生状況は、新型コロナウイルス感染症り患による者を除き、死亡者数が10人と令和4年より7人増加し、令和6年については5月末時点において前年同期を3人上回る6人が死亡し憂慮すべき状況にあります。

つきましては、重篤な労働災害を減らし労働者一人ひとりが安全に働くことができる職場づくりのため、全国安全週間を契機とした労働災害防止への取り組みについて、貴団体の傘下関係事業場に周知いただきますようご協力をお願いいたします。

長崎労働局 労働基準部 健康安全課
課長 中里 晋
地方労働衛生専門官 堀尾 英輝
【電話】095-801-0032（直通）

第97回

全国安全週間

令和6年

7月1日～7日

準備期間

6月1日～30日

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で97回目を迎えます。

ス
ロ
ー
ガ
ン

危険に気付くあなたの目

そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

Safety is not Urgent, Do Not Rush, Do Not Neglect

安全で安心な職場づくりを目指し、それぞれの事業場では、労使が協調して、様々な取組の積み重ねにより、労働災害が長期的に減少していることはご存じのとおりです。

しかしながら、昨年の長崎県内における労働災害は、死亡災害は10人（コロナ関連の災害を除く）と一昨年と比較し7人増加した一方、休業4日以上死傷者数は1,590人（コロナ関連の災害を除く）と一昨年と比較し48人減少したものの、労働災害の発生件数は高止まりの状況にあります。

これ以上、労働災害を起こさない、起こさせないためにも「安全第一」の信念並びに「全国安全週間のスローガン」のもと、全社的な安全管理を進め、安全で安心な職場づくりを達成していただきますようお願いいたします。

主 唱



厚生労働省 長崎労働局・各労働基準監督署

● 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

- ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるP D C Aサイクルの確立
- イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ リスクアセスメントの実施
 - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (イ) S D S（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- オ その他の取組
 - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - (イ) 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - (ウ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
 - (オ) パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - (イ) 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - (ウ) 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - (エ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - (オ) トラックの逸走防止措置の実施
 - (カ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ウ 建設業における労働災害防止対策
 - (ア) 一般的事項
 - a 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用具の適切な使用
 - b 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - c 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - d 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - e 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - f 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - g 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - (イ) 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - (ウ) 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

②

エ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③

業種横断的な労働災害防止対策

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- (ア) 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- (エ) 通勤プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- (オ) 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- (カ) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

イ 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- (イ) 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- (ウ) 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- (ア) 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- (イ) その他請負人等が上記①～③エに掲げる事項を円滑に実施するための配慮

●全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講習会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

≪陸災防長崎県支部より助成金のご案内≫

テールゲートリフター特別教育受講費用の助成について

令和5年3月28日に、改正労働安全衛生規則が公布され、令和6年2月1日より、テールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業は、特別教育を受講した作業員でなければ行うことが出来ません。

このような事情を鑑み、テールゲートリフター特別教育の受講費用の一部を助成します。

申請期間	令和6年7月1日（月）～令和7年2月21日（金）まで
助成対象	陸上貨物運送事業労働災害防止協会長崎県支部に加入している会員事業場の従業員等が、令和6年4月1日（月）以降、テールゲートリフター特別教育を受講し、かつ受講証明書を取得した場合。 ただし、 <u>県内の会員事業場に在籍する従業員等が、学科と実技を併せて受講した場合に限ります。</u> ※インストラクター講座は対象外です。
助成金額	1名につき5,000円（1社あたり3名を上限）
申請先	陸上貨物運送事業労働災害防止協会長崎県支部 〒851-0131 長崎市松原町2651-3
申請書類	① テールゲートリフター特別教育助成金交付申請書（助成金交付請求書） ② 会社名での受講にかかる領収書（写し） ③ 受講修了証（写し）
その他	長崎県トラック協会HPにて、申請様式がダウンロード可能です。 申請書類の作成要領等ご不明な点などがありましたら、お問い合わせください。 【お問い合わせ先】 陸上貨物運送事業労働災害防止協会長崎県支部 TEL/FAX：095-813-8500

令和 年 月 日

テールゲートリフター特別教育助成金交付申請書 (助成金交付請求書)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 長崎県支部 殿

テールゲートリフター特別教育を受講しましたので、テールゲートリフター特別教育助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の交付について以下のとおり請求します。

助成金請求額： 円 (名分)

会社名称		
代表者の 役職・氏名	印	
会社住所	〒 -	TEL : FAX :
助成金振込先		
銀行名： 支店 (普通 ・ 当座) 口座番号：		
フリガナ 口座名義：		

受講者名簿

①	③
②	

* 必要添付書類：会社名での領収書の写し、受講修了証の写し

(以下、陸災防長崎県支部受付印がある場合のみ有効)

申請者 殿

本助成金について、以下のとおり確定しましたので通知致します。

交付予定日：令和 年 月 日 ※助成額： , 000円)

令和 年 月 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 長崎県支部

受付印

	事務局長	事務局	担当
決 裁			

参加費
無料

安全衛生推進者のための

労働災害防止対策セミナー

労働者10人以上50人未満の事業場においては、労働安全衛生関係法令に基づき安全衛生推進者を選任しなければなりません。

- ・名ばかりの安全衛生推進者になっていませんか？
- ・適切な安全衛生管理は行われていますか？

このセミナーでは、現在、陸運業において安全衛生推進者に選任されている方だけでなく、安全衛生管理を担う方や今後担当予定の方を対象に、安全衛生管理に関する知識、手法を説明します。是非この機会に、安全衛生推進者等のレベルアップを図り、職場の安全衛生水準の向上を目指しましょう。

令和6年 9月12日(木) 13:30-16:00

会場名：「長崎県トラック協会研修会館」長崎市松原町2651-3

セミナーの内容

- 1 陸運業における労働災害発生状況
- 2 安全衛生推進者の職務
- 3 モデル安全衛生管理規程
- 4 災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践

- ・ 定 員：50名
- ・ 申込締切：8月29日(木) ただし、定員に達し次第締め切ります。
※受講票等は送付しません。
- ・ 受講証明：セミナー受講者には、受講証明書を交付します。
(本セミナーは、安全衛生推進者養成講習や安全衛生推進者能力向上教育(初任時)ではありませんので、ご注意ください。)

お問合せ先：陸災防長崎県支部 TEL 095-813-8500

(切り取らずにそのままご送信ください。)

参加申込書 (送信先FAX:095-839-8508)

ふりがな 参加者氏名		
事業場名		
所在地	〒 -	
電話・担当者氏名	TEL() -	ご担当者

※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28
電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

まずは、各機関にお問い合わせください

陸災防福岡県支部
092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和6年5月1日から9月30日まで（重点取組期間：7月）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

熱中症ガイドから見る、陸運業の熱中症対策について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

厚生労働省では、職場における熱中症予防情報のポータルサイトを開設し、様々な情報を提供するとともに、令和5年には「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」を公表しています。

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

本ガイドから、陸運業の熱中症対策に必要と思われる部分について抜き出して解説します。教育資料として活用できる体裁としておりますので、各事業場でご活用ください。

いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がふる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

専門知識がないと
熱中症か判断できない

すぐに周囲の人や
現場管理者に申し出る

直ちに作業中止 ▶ 『119番』！

陸運業では、建設業や製造業ほど多くないものの、熱中症になった方の報告が多くあります。陸運業では一人作業も多く、本人の認識も重要となります。

「命を救う行動」現場で作業員が倒れたときの対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...



③ 救急搬送 ▼ 生還

熱中症の症状や重症度について良く理解し、普段と違うと思ったら、管理者にすぐに連絡、管理者又は本人から躊躇なく119番通報をすることが重要です。

すぐに119番 ▶ 水をかけ、全身を『急速冷却』！

重量物を運ぶ

⚠️ 身体に過度の負担がかかる

対策	台車	リフター	2人で作業
----	----	------	-------

水分塩分	休憩	予防対策グッズ
p37-38	p44	p45

台車

リフター

2人で作業

次に、陸運業で想定される熱中症の危険のある作業とその対策です。

重量物を運ぶ作業はそれだけで身体に高負荷がかかり、熱中症のリスクが高まります。

引っ越し

⚠️ 身体に高負荷、暑さ指数が低くても高リスク

対策	こまめに休憩(日陰)	台車
----	------------	----

水分塩分	休憩	予防対策グッズ
p37-38	p44	p45

こまめに休憩(日陰)

台車

TOILET

事業主・管理者の方へ
客先のトイレを借りられず
客先のトイレを借りよう
交渉してください

こまめに休憩をとり、台車等を活用してできるだけ重量物の取扱作業を軽減することが重要です。

冷蔵・冷凍倉庫

⚠️ 内外の気温差で夏バテ状態になる

対策	重ね着をして、脱ぎ着して体温調整
----	------------------

水分塩分	休憩
p37-38	p44

気温差で汗をかきにくい

脱ぎ着して体温調整

水分を一気にとると
お腹を壊すことがある

また、冷蔵・冷凍倉庫などで作業をする場合、内外の気温差から夏バテ状態になることがあるので、寒い場所では重ね着をするなど、体温の調整が必要です。いずれの作業においても適宜水分、塩分を取ることが重要になります。

前日のチェック

仕事前日の飲酒は控えめに

⚠️ 飲みすぎた翌日は、アルコールの利尿作用で脱水状態になる



ぐっすり眠る

⚠️ 夏は寝苦しくて、睡眠時間が短くなりやすい



熱中症警戒アラートの確認

17:00 夕方に発表された場合、状況次第で翌日の作業の見直しを検討



次に、熱中症にならないための予防法です。

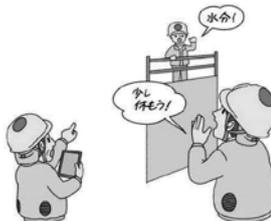
まずは体調管理が重要です。仕事前日の飲酒は控えめに、十分睡眠をとっておくとともに、当日の朝食もしっかり取りましょう。

12

仕事中のチェック

単独作業を避け、声をかけ合う

⚠️ 一人作業の場合、周囲の人が声をかける



監督者は現場パトロール

⚠️ 作業員に声をかけ、安全確保に努める

水分・塩分の補給

⚠️ のどが渇いていなくても、こまめに水分と塩分を摂る

こまめに休憩

⚠️ 休憩中にできるだけ身体を冷やす

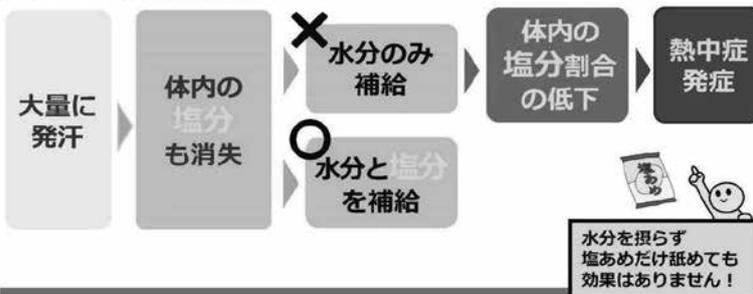


仕事中は、水分・塩分の補給とこまめな休憩を心掛けましょう。また、熱中症警戒アラートが前日夕方と当日早朝に発表されるので、それを確認しておくことも重要です。朝の点呼などで管理者からアラートの発令状況をお知らせするのも有用です。

14

水分補給の注意点

⚠️ **塩分を同時に補給する**



スポーツ飲料、経口補水液を30分ごとにコップ1杯(200ml)程度飲む



なお、水分補給は、一度に大量に取るのではなく、塩分とともに、こまめに定期的に取りましょう。

16

暑熱順化（暑さに慣れる）

暑熱モード ON 暑さに慣れるまでは、十分に休憩をとる
2週間ほどかけて、徐々に身体を慣らす

- 熱中症は、気温が高くない時期でも発生
- 暑さに慣れると、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められる
- 暑くなる前に身体を熱中症対応モードにして、暑さに強い身体を作る

特に気をつける必要がある人

⚠ 入職したての人



作業初日は
身体への負担が大きい

⚠ 長期休暇あけの人



数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はなくなる

暑熱順化トレーニング

日常生活の中で、無理のない範囲で汗をかくようにする
数日から2週間ほど続けて完了する

歩く・走る
(帰宅時に一駅分歩くのもOK)

歩く目安 30分	走る目安 15分	頻度目安 週5回
-------------	-------------	-------------

自転車

運動目安 30分	頻度目安 週3回
-------------	-------------

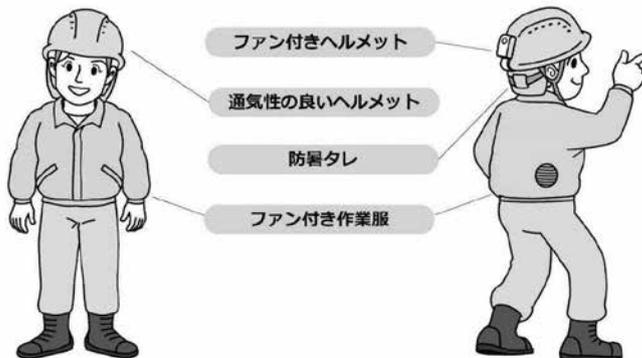
適度な運動
(筋トレやストレッチなど適度に汗をかくもの)

運動目安 30分	頻度目安 週5回～毎日
-------------	----------------

入浴・サウナ
(お風呂はシャワーだけでなく、湯船につかる)

頻度目安 2日に1回

予防対策グッズの使用



使用事例 P13～29参照

次に暑熱順化と休憩時間についてです。熱中症はそれほど気温が高くない4月や5月にも発生しています。身体が暑さに慣れていないと熱中症になりやすいため、暑熱順化（暑さに慣れること）が重要です。暑熱順化は、日常生活の中で、無理のない範囲で汗をかくようにして、2週間ほど続ければ完了します。特に入職したての方については、管理者が様子を適宜確認し、仕事と暑さに慣れることを確認しましょう。また、連休などで長期休暇を取った時は、暑熱順化の効果がなくなっているため、改めて暑熱順化を行い、徐々に体を暑さに慣らしましょう。

休憩時間はこまめに取り必要がありますが、WBGTとの関係でいえば、基準値を1℃超えたら1時間毎に15分の休憩を取ることとされています。基準値は、身体作業強度と暑熱順化者か否かによって変わり、例えば、中程度代謝率の暑熱順化者であれば28℃、非順化者であれば26℃などとなっています。これは何も暑さ対策を行っていない場合であり、ファン付き作業服の着用等の暑さ対策を行っていれば休憩時間の短縮は可能ですが、周辺で作業する労働者がいれば互いに、いなければ管理者と定期的に連絡を取り合うなど、健康状態や異常の有無を頻繁に確認することが大切です。

皮膚をつまみ上げて「脱水状態」チェック

手の甲の皮膚をつまみ上げて放し
もとに戻るのに2秒以上かかれば「脱水」の疑いあり



高齢者で確認しやすい

熱中症の自己チェックで
す。

皮膚をつまみ上げたり、
爪押ししたりすることでセ
ルフチェックができますの
で是非行ってみてください
。また、尿の色が濃い
と、脱水の可能性があるの
で水分補給をしてくださ
い。

23

爪押しで「隠れ脱水症」チェック

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001066384.pdf>



24

ウェアラブル端末で体調の見える化

リスクが見てわかる



「ウェアラブル端末」には、さまざまなタイプの製品があります。
使いたい機能、使い勝手、精度、バッテリーの駆動時間などを考慮して
目的にあったものを試してみるといいでしょう。

- 熱中症対策・予兆検知
- 転倒・転落検知
- 屋外・屋内位置測定
- SOS発信

出典 日本精工株式会社 石部工場

26

また、ウェアラブル端末
の活用も有効で、様々なタ
イプの製品があります。使
いたい機能、使い勝手、精
度、バッテリーの駆動時間
などを考慮して目的にあっ
たものを試してみるといい
でしょう。

熱中症の原因と発生しやすい職場の条件

- | | | |
|---|---|--|
| 蒸し暑い環境 <ul style="list-style-type: none"> ● 高温多湿で無風の屋外作業 ● 空調設備のない屋内での作業 ● 工作機械等が密集している工場内 ● 炎天下・照り返しのある場所 | 身体負荷の高い作業 <ul style="list-style-type: none"> ● 身体全体の筋力を使う作業 ● 長時間にわたる作業 ● 自己判断で休憩が取れない作業 ● 飲料を摂取しづらい作業 | 体調が良くない <ul style="list-style-type: none"> ● 二日酔い ● 寝不足 ● 下痢（脱水状態） ● 持病（糖尿病・心臓病等） |
|---|---|--|

- 休憩場所がない 管理体制に不備 予防対策グッズ未使用

熱中症

体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節ができなくなり、身体の機能が損なわれる

最後に熱中症の原因と発生しやすい職場をまとめました。蒸し暑い環境下で、身体負荷が高い作業であれば、一般にリスクが高いと言えますが、そのような作業場であっても、休憩場所を確保し、管理体制を確立し、予防対策のグッズを労働者に使用させる環境を整えるなどによって、リスクを抑えることが可能です。

暑さ指数 (WBGT)

Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度)

暑さ指数 (WBGT) は、熱中症を予防することを目的とした指標。作業場所における暑さ指数が、基準値を超えるおそれがある場合には熱中症になる可能性が高くなるので対策を講じる

暑さ指数を確認する

熱中症予防情報サイトで確認できる



<https://www.wbgt.env.go.jp/>

暑さ指数を測定する

WBGT指数計で自分の職場で測定できる



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/img/04.pdf>

高齢や持病がある作業員への配慮



加齢に伴い心身機能が低下
▼
脱水症状・体熱放散困難



薬の作用で心身機能が低下
▼
発汗抑制・脱水症状

生活習慣病・うつ病・不眠症の治療をしている人は特に注意が必要

心配なことがある場合は、主治医・産業医に相談する

また、労働者の体調にも左右されますので、個人の体調管理、健康管理も重要ですが、特に、高齢労働者や糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒等、下痢等の疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ、配慮を行ってください。

本資料のほか、様々な取組事例や教育資料を職場における熱中症予防情報のポータルサイトに掲載していますので、皆様の活用をお願いします。

災害事例
と
その対策

その昇降設備、昇降方法は本当に安全ですか！

昇降設備に関する労働安全衛生規則が令和5年10月に改正施行されました。

昨年実施した「荷役災害防止のためのコンサルティング事業」において担当した災害事例に、2件の昇降設備の設置に関する事例がありましたので、その内容から考えてみたいと思います。

【災害事例その1】

1 災害発生状況

被災者は、自社営業所構内で荷台の清掃を済ませ、荷台から降りようとした。荷台端部でしゃがみ込んだ際に、足を前に振り出そうとしたところ、爪先が荷台の床に引っ掛かったため、バランスを崩して前のめりになり、地上に転落した。その時、左手首を負傷した。

2 貨物自動車の種類

2t以上5t未満のバンボディ車

3 被災者の年齢・経験期間・傷病名・休業見込み日数等

60歳代、5年以上10年未満、骨折、3か月

4 昇降設備の有無

この災害が発生したのは、改正省令の施行前であり、昇降をアシストするグリップの設置や足を載せる踏み位置の滑り止め加工を行う準備中であったことから昇降設備は無い状態となっていた。

5 被災者の心理的状況

被災者は長距離配送して帰庫、荷台の清掃も終えて安堵感があつたと思われる。

【災害事例その2】

1 災害発生状況

客先構内でパレットに積まれた段ボールケースのラップ巻きを行った後にフォークリフトでパレット荷として荷台に積み込んでもらった。積み込まれた後、ラップ巻きの状況が不十分と考慮して、荷台上でラップ巻きの補強を行った。

荷台から降りようと、手にラップを持ったまま、あおりの内側にあるステップに足を掛けたところ、荷台フレームに添えていた手が滑り、地面に落下して尻餅をつき、両手を地面に打ち付け、両手首を負傷した。

2 貨物自動車の種類

5t以上のウイング車

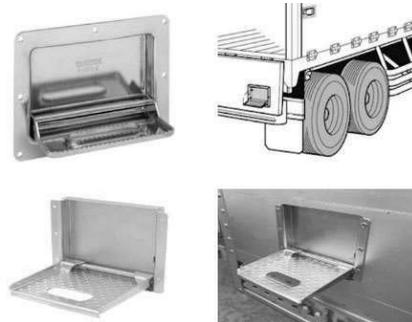
3 被災者の年齢・経験期間・傷病名・休業見

込み日数等

50歳代、1年以上5年未満、骨折、3か月

4 昇降設備の有無

この災害も改正省令の施行前の発生であったが、あおりの内側に爪先を掛けられるステップが付けられていた。グリップは無く、ボディに手を添えて昇り降りしていた。



あおりの内側に付けられているステップ（例）

5 被災者の心理的状況

被災者は、更にもう1か所別の場所で積込作業を行い、その後集積場へ配送する仕事に従事していた。移動距離があることに加え、ラップ巻きの補強を行ったことによる時間のロスから、あせりを感じていたことは否めないと思われる。

【災害防止のポイント】

- ◆ 作業環境にも影響を受けるが、荷役作業中にどのような昇降が行われているかを従業員から情報収集してください。その上で従業員が安全に昇降できる設備の設置を心掛けてください。
- ◆ 作業の手順を確認し、不安全な行動を減らす取組(危険予知活動・リスクアセスメント等)を小集団活動において実践させてください。
- ◆ 事業者、安全衛生推進者は、実際に行われている作業を巡視して安全な作業手順で作業が実施されているかをチェックしてください。簡単に思われる作業ほど、昇降などについて作業員任せになりがちですが災害が発生すると被災者も会社もその対応に奔走しなければなりません。転ばぬ先の杖と考え、事前の対策を実施していきましょう。
- ◆ 作業員の心理的背景についても考慮し、点呼時などに気付かせるための注意喚起を行いましょう。

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



九ト交協の取扱商品

自動車共済 ～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大 **70%** の優良割引

デジタコ搭載車は **2%** 割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる **一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両**5台以上**のご加入で **一括契約割5%**

契約台数に応じた **多数契約割引!!**

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

自賠償共済 ～長崎県下10社の代理店～

損害保険 ～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動 ～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当 ～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)



安心のロードサービス ～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室
TEL: 0956-87-0083 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。

～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助けがありました。

CASE 2

■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

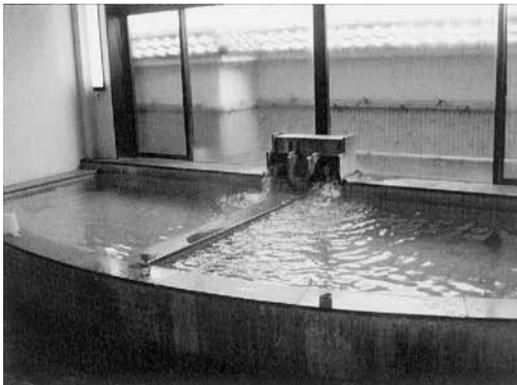


シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,000円(税込)
- ・諫早TS会員 6,000円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です!



料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

料金 100円で7分間
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください!



7時～20時30分までご利用できます
(オーダーストップ 20時)
※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………800円(税込)
- かつ井……………850円(税込)
- 中華飯……………790円(税込)
- トンカツ定食……………1,100円(税込)
- エビフライ定食……………1,260円(税込)
- カツカレー……………950円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

- 大型トラック(トレーラ含) …… 40台
- 中型トラック…………… 5台
- 小型トラック・普通自動車 …… 29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つ下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご利用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村、佐藤) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

☛ご希望の教材に○印をお願いします ※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人のできる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	★ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1

事業者名		※貸出確認 本	※受付
担当者名	TEL: - -	※返却日 /	
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

FAX: 095-839-8508

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	※363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	※242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	チャート紙	KM26-120-2C	M24-120K	1個	
	ご希望品番に注文数を ご記入ください	L7-120	L7-140		
	その他()				

※令和5年4月1日より変更

受領方法 協会にて受け取り(月 日 来協予定) 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	<input type="checkbox"/> に✓して下さい <input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付 <input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付 〒 -		
請求書送付先	〒 - * 上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
 "長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より

ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

(公社)長崎県トラック協会(担当: 本村)

TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日
	確認	/

合計金額	入金日
	/

STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



準備

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R6.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

STEP 2

<input type="checkbox"/>	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/>	服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/>	暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/>	ブレイク・リング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/>	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/>	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請



事故ゼロは

危険予知の

積み重ね

(北海道) 武田運輸(株)

白鳥 美咲

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和5年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



【国産】国産エンジン搭載と国産車体でらくらく
ISUZU

もっと走れる 明日のために。

事故も、疲労も、故障も、決然と戦いでいく。
 この覚悟を背負い、新しい日々は生まれました。
 『国産』という製造企業の本気と本意において、
 トラックに必要とされる様々なリスクを、
 先進の装備やテクノロジーで事前に回避、低減し
 より確かな安心を生み出します。
 日々なら、もっと走れる。いすゞなら、もっと走れる。
 もっと走れる未来がある。
 お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■ 長崎支店	〒851-0103	長崎市中央町1622番地1	Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店	〒859-3241	佐世保市有徳町189番地1	Tel. 0956-58-3141
■ 島原営業所	〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1	Tel. 0957-68-0500



UDトックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342
 佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。

HINO

日野プロフィア(大型トラック) 日野レンジャー(中型トラック) 日野デュトロ(小型トラック)

九州日野自動車株式会社

長崎支店 / 〒851-0133	長崎市矢上町53-1	TEL:095-839-3122	FAX:095-839-1837
佐世保支店 / 〒857-1161	佐世保市大塔町1979-24	TEL:0956-31-1161	FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415	島原市有明町大三東成88-1	TEL:0957-65-9101	FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

長崎支店 / 長崎市小瀬戸町809-33	TEL:095-834-4661	島原支店 / 島原市前浜町乙62-1	TEL:0957-62-6110
佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5	TEL:0956-31-9311	諫早支店 / 諫早市小船越町571	TEL:0957-23-5588